

「当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項」に係る Q&A

<Q1>

今回「当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項（以下「制裁留意事項」といいます。）」が策定された背景には、何があるのでしょうか。

<A1>

従来、制裁制度は、それを適切に運用し、実効性を確保することでこそ、(株)東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）市場の透明性・健全性が確保されているという信頼性を維持・向上させる手立てとなります。

このような中、2020年7月27日における TOCOM 上場商品の(株)大阪取引所(以下「OSE」といいます。)への一部移管（以下「総合取引所化」といいます。）を受け、投資者の利便性向上等により、金融商品取引所市場における商品先物・オプション取引の市場流動性の向上が直接的には期待されますが、それに伴う商品先物取引（OSE におけるオプション取引も含まれます。）全体の認知度の向上等により、商品取引所市場における商品先物取引についても、市場流動性の向上、ひいては国際競争力の向上等が期待されます。

しかし、その実現にあたっては、事業上の競争力の向上はさることながら、透明性・健全性が確保された信頼できる市場であることが前提となると考えられ、投資家と取引所市場を繋ぐ取引参加者については、取引所市場のそうした信頼性確保に極めて重大な責任を有していることから、取引参加者としての質をより一層高めていくことが重要であると考えられます。

TOCOM と同様、日本取引所グループに属し、商品先物・オプションも上場する OSE においては、法令や OSE 規則等に違反する行為を行った場合は、その内容に応じて、取引参加者規程の規定に基づき取引参加者に対して処分（TOCOM における制裁に相当）を行うこととしていますが、OSE から自主規制業務を委託された日本取引所自主規制法人が、処分の要否及びその内容を決定する際の留意事項¹をとりまとめ公表することで、処分の透明性や取引参加者における予見可能性の向上を図っており、OSE 市場の透明性・健全性の維持・向上に繋がっていると考えられます。

総合取引所化に伴い、TOCOM 市場についても、透明性・健全性が確保された信頼できる市場であるための取組みがより一層必要であるところ、上記 OSE における取組みは、TOCOM 市場の信頼性確保に資するものであると考えられることから、TOCOM において

¹ <https://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/points-of-note/index.html>

も「制裁留意事項」を策定するに至りました。

<Q2>

制裁留意事項の策定により、制裁に係る規則や運用は従来と変わるのでしょうか。

<A2>

制裁に係る規則は従来と変わりません。

なお、運用については、商品先物取引法が施行された2011年1月以降、TOCOMによる制裁事例は、不公正取引が認められた事案のみであり、制裁の対象が不公正取引に限られているような印象を取引参加者に与えている可能性があると考えられることから、制裁の対象並びに制裁の要否及びその内容を決定する際に考慮する内容を「制裁留意事項」において明確化することで、TOCOMが行う制裁の透明性や取引参加者における予見可能性を向上させることといたしました。

<Q3>

不相当勧誘等のいわゆる受託周りに係る内容も制裁の対象に含まれるのでしょうか。

<A3>

いわゆる受託周りに係る内容についても、制裁を行う根拠規定であるTOCOM業務規程第153条第1項第8号又は第9号に該当する可能性があります。また、商品先物取引市場のより一層の発展にあたっては、投資家が安心して取引所市場にアクセスできる環境が整備されていることが必要不可欠であり、投資家と取引所市場を繋ぐ重要な役割を担っている取引参加者の受託業務における信頼性は、取引所市場の信頼性に強く結びついていると考えられることから、制裁対象から除かれることはありません。

<Q4>

TOCOMのこれまでの制裁は、行政処分と同等の制裁だけであったと認識しているが、総合取引所化により対応が変わったのでしょうか。

<A4>

TOCOMではこれまでにおいても、行政処分の内容に応じ、TOCOM市場における取引の停止・制限又は取引資格の取消の「措置（いわゆる追隨措置）」を行うほか、法令及びTOCOM諸規則違反等、取引参加者がTOCOM業務規程に定める事項に該当することとな

ったと認める場合、その内容及び程度に応じて、戒告、過怠金の賦課、取引の停止・制限、資格の取消の「制裁」を行うこととしています。

今般の対応は、上記 A1 に記載の背景がある中、上記「制裁」に係る運用の明確化を図るものです。

<Q5>

総合取引所化を受け、同じ商品先物取引でありながら、商品によってそれを取り扱う取引参加者が、OSE 取引参加者と TOCOM 取引参加者に分かれ、それぞれ適用される法令や取引所の規則等が異なることとなりました。

このような状況下、OSE 取引参加者により、商品先物・オプション取引業務に関する違反行為が行われた場合、OSE は当該 OSE 取引参加者に対する処分を行うのでしょうか。また、OSE も OSE 取引参加者に対する処分にあたっての留意事項を有しており、その内容は TOCOM による TOCOM 取引参加者に対する制裁留意事項と同様の内容なのでしょうか。

<A5>

OSE は、OSE 市場に関連する違反行為が行われた場合、OSE 取引参加者規程の規定に基づき OSE 取引参加者に対する処分を行います。その処分の内容の決定は、OSE が自主規制業務を委託した、金融商品取引法の定める自主規制法人である日本取引所自主規制法人（以下「JPXR」といいます。）が行っていますが、JPXR はその決定にあたって考慮する事項を「当法人が処分内容を決定する際の留意事項（以下「処分留意事項」といいます。）」としてとりまとめ、公表しています。

制裁留意事項及び処分留意事項の内容については、日本取引所グループ全体として一体的な取引参加者管理を行う観点から、基本的には同様の内容となっています。しかしながら、制裁留意事項及び処分留意事項に記載された項目は、制裁及び処分内容を決定する際に考慮する一般的な留意事項を掲げたものであり、事例の内容によって適用する項目は変わり、また、必要と認められる場合には、それ以外の項目についても考慮することがあります。

<Q6>

TOCOM 取引参加者の中には、OSE 取引参加者を兼ねる者（以下「TOCOM 取引参加者兼 OSE 取引参加者」といいます。）も存在します。TOCOM 取引参加者兼 OSE 取引参加者が TOCOM 市場での商品先物取引において違反行為を行った場合、TOCOM による制裁だけではなく、OSE からも処分が行われるのでしょうか。また OSE からも処分が行われる場合、TOCOM による制裁及び OSE による処分の内容はそれぞれどのように決定されるのでしょうか。

<A6>

制裁又は処分の要否の決定は、違反行為の内容が影響を及ぼした取引所市場ごとに行います。例えば、TOCOM 市場において相場操縦に該当する取引を受託した場合、当該相場操縦取引による影響は TOCOM 市場に限られるため、原則として TOCOM としての制裁のみ検討することとなりますが、その背景に OSE 市場にも影響を及ぼしうる売買管理体制の不備があり、その内容が OSE 取引参加者規程に定める内容に違反する場合は、本点について、OSE としての処分についても同時に検討することとなります。本考え方については、TOCOM 取引参加者兼 OSE 取引参加者が OSE 市場での商品先物取引（オプション取引を含みます。）において違反行為を行った場合も同様です。

また、制裁及び処分の内容の検討にあたっては、それぞれの取引所市場に及ぼした影響の内容・大きさ等を踏まえ個別に判断することとなりますが、TOCOM 又は OSE が制裁・処分の検討等を行う際は、もう一方の取引所における制裁・処分の検討等の内容を考慮します。（制裁留意事項「16. 他の規制機関の処分の状況」参照）

以 上